

平成29年度第2回郡山市公契約審議会 審議概要

1 開催日等

《1》日 時：平成30年2月5日（月）午後2時から午後3時45分

《2》場 所：郡山市役所西庁舎 7階 第4委員会室

2 出席者

《1》委 員 7名

《2》事務局 13名（市8名、上下水道局5名）

《3》傍聴人 0名

※議事（2）については個人情報を含むため審議及び資料は非公開。

3 議事

（1）郡山市公契約条例の施行状況等

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

（2）労働環境報告書 集計表について

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

《委員からの質問及びその回答内容》

【伊藤会長】

国土交通省で定める地域別労務単価で、特殊作業員、普通作業員、軽作業員の違いは何か。普通作業員の方が特殊作業員より賃金が高くなることもあるのか。

【契約課長】

国土交通省が定める定義では、特殊作業員は相当程度の技術及び高度の肉体的条件を有し、機械作業、重機作業等に従事している方。普通作業員は、人力による土砂、碎石等の積込運搬の一般的な作業員。軽作業員は、軽微な清掃や後片付け、簡易な散水というような作業に従事する作業員となっており、原則は、特殊作業員、普通作業員、軽作業員ということで賃金は下がると認識している。しかし、労働環境報告書では従事する中で最も低い賃金額を記入することとしており、従事者の年齢や経験年数により、普通作業員の賃金のほうが高い事業があると分析している。

【久保田委員】

労働環境報告書の労働環境の遵守状況で、全ての事業者が遵守していると報告している。この裏付けとなる資料の提出を求める、あるいは抜き打ち調査を行うことについてどのように考えるか。実効性を確保するためには必要ではないか。

【契約課長】

労働環境報告書の労働条件等に関する事項で「いいえ」の選択がある場合は聞き取り等実施することになる。また、労働者からの申し出が窓口である契約課又は上下水道局総務課にあれば、事業者は資料の提出を求めることになる。

併せて抜き打ち調査のような手法を実施すればさらに抑止効果があると考えており、

審議会の意見を取り入れながら手法を検討したい。

【伊藤会長】

抜打ち調査をする等いろいろあると思うのでやり方は検討が必要である。

【佐藤日出一委員】

集計表の見方について、どのように理解すれば良いか。

【契約課長】

公契約条例で下限額を定めている他自治体では国土交通省労務単価を採用し下限額を定めており、参考ということで記載している。これにより賃金の動向を見ていきたい。労働環境報告書を初めて書く事業者も多いので、公契約条例の周知と合わせて記入等についても指導していきたい。

【伊藤会長】

同じ作業であっても年齢、経験、熟練度で差があり、単純に国交省の労務単価との比較というのは難しいので、あくまでもひとつの参考になる金額。見比べながら、あまりにも差があればどうしてなのかということになるのかと思う。

(3) アンケートの実施結果について

【契約管理係長】・・・アンケート結果に基づき説明

《委員からの質問及びその回答内容》

【久保田委員】

時給が最低賃金以下であるとの回答があるが、法令違反ではないか。

また、アンケート結果をみると、有給は取得しなければならないというのが現場、特に下請事業者の方は分かっていない様子が伺え、事業者は法律違反の可能性があるのではないかと。事業者と労働者それぞれのアンケート結果でミスマッチがあり、今後どう取り上げるかが大事であり、そのためには、周知の方法が大事であり、労働者が不当な労働条件であるときに電話できることがわかるよう、もっと現場の方々に分かりやすい周知方法が必要と考える。

【契約課長】

福島県の単価は昨年10月に引き上げられており、最低賃金以下の回答は施行前の賃金だったものもあるのではないかと考えている。また、労働環境報告書における最低賃金には手当等も含まれるが、手当等を含めず低い金額を書かれた方もいたのではないかと考えている。

アンケート結果を踏まえ、賃金の考え方や公契約条例の周知についてわかりやすいリーフレット又はチラシの作成を検討したい。

【伊藤会長】

最低賃金の問題や、残業代、年次有給休暇の問題は、公契約以外でも法令違反があるのは問題であり、労働者には市以外にも労働基準監督署等の相談窓口があるので、併せて案内をできると良い。

リーフレット等の作成について、詳細は解説があるのでQ & Aのように分かりやすいものが良いのではないかと。

【大堀委員】

労働者にとって、雇用保険、労災保険、建退共等の加入も大事であり、今後調査があればそのような加入状況も調査して欲しい。

【佐藤彰宏委員】

今回のアンケート実施時期は年末年始で、建設業界においては休みが長い期間であったが、働き方改革で建設業界自体が週休2日に向けた動きになっており、アンケートの実施時期によってはデータが変わっていくのではないかと思う。

元請事業者としては公契約条例の施行による労働環境の改善等を意識しているが、下請事業者になったときにまだわからないという事業者もあり、周知徹底が必要と考える。

【箭内委員】

「どちらとも言えない」は公契約を知らないという方に取らざるを得ない。

また、今回のアンケートの実施方法はどのように行ったのか。事業者が回収したのでは労働者の本音が聞くことができないのではないか。また、今後は同様のアンケート実施するのか。そして、どのようにフィードバックするのか。

【契約管理係長】

アンケートは各元請事業者から全ての下請事業者にお配りいただき、また、各元請及び下請事業者から従事する労働者の皆様に配布いただいた。また、配布の際、市に直接提出できるよう返信用封筒もお配りし、無記名で返送してもらった。

できたばかりの条例であることから、事業者・労働者の方の意見を取り入れていきたいと考えており、アンケートは定期的の実施したい。アンケート結果はウェブに掲載することにより、誰でも見るようにする。

【永島委員】

労働環境報告書の提出方法について。下請事業者の分は元請事業者が提出するのか。

【契約課長】

労働環境報告書は対象案件の全ての元請事業者および下請事業者から提出してもらっている。元請事業者は、下請事業者と契約を締結後14日以内に下請通知書を提出することになっており、その資料のひとつとして下請契約書の写し及び労働環境報告書も元請事業者が集約して提出することとしている。

【伊藤会長】

働き方改革により、特に建設業界は影響を受ける。公契約条例関係でも、何らかの形で影響を受ける可能性がある。

(4) その他

公契約条例への意見等について

【契約課長】

アンケート調査結果を踏まえ、条例等の認知度アップが課題である。

どういった周知方法が良いか、また、条例に対しての意見等をいただきたい。

《委員からの意見》

【佐藤彰宏委員】

アンケート結果から、まだまだ周知されていない部分はあるが、それなりに周知されていて良かったと思った。

建設工事 1 億円以上が労働環境報告書の提出対象だが、妥当性も含めてこれからの課題かと思う。今回、労働者からの申し出はなかったが、元請事業者としては、建設業界の働き方改革もあり、周知徹底していかねばならないと考える。

【佐藤日出一委員】

委託契約という部分で、以前も申し上げたが、どうしても行政との関わり合いの中で、入札という形で関わるので、入札の体系、仕方についても条例と両輪のような形でなければ、条例に反映する基の金額が出てこない。両方一緒に動けるような形で意見していきたいと思っている。条例を良い形に進めるように業界としても努力していきたい。

【永島委員】

労使の共通認識として公契約ができたということは、お互いがこれから働く上で有効になるように進めていただきたい。

【久保田委員】

アンケートの結果で出た労働者の方の現場の声と、労働環境報告書に「いいえ」がないことがすごく気になった。この条例の実効性を確保するためには、やはり、抜打ち検査的なことも市の方には考えていただきたい。公契約が普通の契約の見本になって、良い契約を広めていこうという趣旨の条例だと思うので、私としては期待している部分が多い。

【箭内委員】

労働組合という関係から直接市との契約に携わってはいないが、公契約そのものは組織で理解していただき、会社におけるチェック体制を整えて欲しい。

賃金未払、休日・休暇が取れない、人手不足によって会社を辞められないという労働相談等もある。公契約について説明し認知してもらいたい。

【大堀委員】

団体の中で、公契約ができたことは認知されているが、実際中身そのものがまだまだ理解されていない。市との関係があることから言えば、これから浸透させていきたい。

【伊藤会長】

今の若者、学生はブラック企業という言葉に非常に敏感であり、建設業界どちらかといえばそのようにみなされる場合が多い。ブラック企業の反対はホワイト企業というが、この条例をきっかけに業界全体がホワイトになると良い。